

伊達市地域福祉計画（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市地域福祉計画（案）」に対する市民意見公募状況について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

【平成31年3月1日現在】

案 件 名	「第4期伊達市地域福祉計画」の策定		
募 集 期 間	平成31年1月18日（金）から2月18日（月）まで （32日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	2 件 （ 2 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既登載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	その他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	2 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		0 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参（担当課窓口・意見投函箱）		2 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市健康福祉部社会福祉課社会係（本庁舎1階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-23-3331（内線278） FAX番号 : 0142-25-4195 Eメール : shakai@city.date.hokkaido.jp		

市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>地域福祉計画の随処に自治会の支援を前提の流れの手法の計画と受け止めます。</p> <p>自治会は地域の見守り手を市民の日常生活に欠かすことのできない行政サービスの補完機能とし担ってきました。</p> <p>しかし、昨今は担い手不足、高齢化会員の減少などから人材確保も極めて難しく、役員の成り手もなく、役員を辞めるには体調不良を理由に退く以外ないという現状です。</p> <p>自治会が他を支援する余地はほとんどありません。従いましてこの計画はあまりにも楽観的過ぎるずさんな計画と批判を受けるほかありません。</p> <p>自治会の位置づけ等も含め見直しをすべきか、行政が政策目標として自治会機能強化と社会福祉協議会の強化策についても対応挙げるべきと考えます。対応と目標についてお伺いします。</p> <p>自治会活動奨励金の増額を念頭に挙げ、支援強化を進めるのが筋であると考えますが見直しについてお伺いいたします。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>伊達市の地域福祉を推進するためには、行政だけではなく市民や団体、事業者等の連携は大変重要と考えており、住民同士の支え合いや助け合いといった「互助」については今後、重要となっていくと考えております。</p> <p>伊達市においては、「孤独死」といった痛ましい事案の発生を未然に防ぎ、地域において孤立することなく、安全で安心して生活を送ることができるようにするために、社会福祉協議会などの関係機関、民生委員・児童委員、自治会などと連携をし、地域における見守り体制づくりを進めていきます。</p> <p>自治会離れや地域における人々のつながりの希薄化は伊達市だけではなく、全国的に地域福祉を推進するためには大きな課題となっており、担い手不足や役員の高齢化についても解消していけるよう、地域住民や専門職、行政との協働による包括的支援体制づくりを目指していけるよう努めます。</p> <p>地域福祉計画の推進には社会福祉協議会で策定する地域福祉実践計画との連携も重要となることから、引き続き連携を図りながら進めていきます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-1	<p>行政の担当者の方々、日頃からお世話になりありがとうございます。</p> <p>計画案の内容は盛りだくさんですが、具体的に何をどう実現していくのかわかりにくいので、5年間の各年度毎、各分野毎にどのような計画を実現していくのかを分かりやすく伝えてほしいです。</p> <p>①困っていることについて気軽に相談できる「ワンストップ相談所」があったらいいと思う。行政機関はタテ割りで各人がそれぞれに出向いていかなければならないのが大変だけれど、医療制度・福祉サービス・障害年金など、その人が受けられるサービスを1ヶ所でまとめて相談できたらわかりやすいし、不安にならないでとても助かると思う。</p> <p>②TVでよく見るようになったカフェのようなオープンスペースが伊達にもあったらいいと思う。いつでも誰でも気軽に立ち寄って、お茶をしながら人と話すことでつながることができたら、何か問題があっても一人で抱えこまないで早めに対処できるのではと思う。 空き家や市民活動センターも有効活用できるのでは。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>地域福祉計画は、基本理念、基本目標を定め、地域福祉推進の取組の方向性を示し、基本的な考え方、その目的を示す計画となりますので、具体的な内容については、各分野の個別計画にて示されるものになります。</p> <p>①相談体制については、障がいのある人に対する様々な相談業務は「相談室あい」で、高齢者の相談は「地域包括支援センター」で行っております。 また、市役所1階担当課窓口でも随時相談業務を行っております。</p> <p>②現在市内にて、認知症カフェ実施3ヶ所、家族カフェ1ヶ所で行っており、交流を深めているところですが、今後は、地域住民や高齢者、障がい者、児童の交流することができる集いの場所をつくり、相互の支え合い（互助）の拠点を目指していきます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの